

議事日程第3号

令和3年12月10日（金曜日） 午前9時15分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の審議及び採決 8件

議案第51号 令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第7号）について

議案第52号 令和3年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第53号 御嵩町基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第54号 御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第55号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第56号 不動産の信託について

議案第57号 指定管理者の指定について

議案第58号 令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第8号）について

日程第3 議員派遣の件

日程第4 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（11名）

議長 高山 由行	1番 清水 亮太	2番 福井 俊雄
3番 奥村 悟	5番 安藤 信治	6番 伏屋 光幸
7番 安藤 雅子	8番 山田 儀雄	10番 大沢 まり子
11番 岡本 隆子	12番 谷口 鈴男	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡邊 公夫	副 町 長 寺本 公行
教 育 長 高木 俊朗	総 務 部 長 各務 元規

民生部長 小木曾 昌 文
 企画調整
 担当参事 中 井 雄一郎
 総務防災課長 古 川 孝
 環境モデル都市
 推進室長兼
 まちづくり課長 渡 辺 一 直
 税 務 課 長 金 子 文 仁
 保険長寿課長 大久保 嘉 博
 農 林 課 長 高 木 雅 春
 建 設 課 長 中 村 治 彦
 生涯学習課長 日比野 克 彦

建設部長 鍵 谷 和 宏
 教育参事兼
 学校教育課長 筒 井 幹 次
 企 画 課 長 山 田 敏 寛
 亜炭鉱廃坑
 対策室長 早 川 均
 住民環境課長 石 原 昭 治
 福 祉 課 長 日比野 浩 士
 上下水道課長 可 児 英 治
 会 計 管 理 者 丸 山 浩 史

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 土 谷 浩 輝

議 会 事 務 局
 書 記 大 脇 敬 之

開議の宣告

議長（高山由行君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

なお、中日新聞可児通信部様から撮影の依頼がありましたので、これを許可します。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

会議録署名議員の指名

議長（高山由行君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8番 山田儀雄君、10番 大沢まり子さんの2名を指名します。

議案の審議及び採決

議長（高山由行君）

日程第2、議案の審議及び採決を行います。

議案第51号 令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

一般質問のときに福井議員の資料として、この新庁舎整備関連78億円、伏見小12億円を想定した場合ということで総額の概算が出てきたわけですが、これは福井議員の資料請求があったから出てきたのか、その前の新庁舎等建設特別委員会ときには総額幾らかという質問は出たんですけども、そのときには答えられなかったんですね。これは福井議員の資料請求があったから出てきたのか、そこを教えてください。

議長（高山由行君）

岡本議員、それは庁舎の関連予算が出たので、関連で質問ということですか。補正予算の関

連。

11番（岡本隆子君）

はい、そうです。

議長（高山由行君）

その出た理由。

じゃあ、あるがままにちょっと1回答えてください。

副町長 寺本公行君。

副町長（寺本公行君）

新庁舎等建設特別委員会の際の答弁ではまだ数字が固まっていないということでしたので、こう言うは何ですけれども、毎日担当で数字を積み上げていますので、その結果、ある程度固まってきた段階で福井議員の一般質問に際しての資料請求があった。じゃあこれを機会に78億円ということで資料を、数字も提示させていただいた、そういう経緯です。

議長（高山由行君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

7番 安藤雅子さん。

7番（安藤雅子君）

補正予算の14ページ、庁舎整備基金の積立金についてお伺いします。

これは土地開発基金を条例一部改正して一般会計へ1億9,924万4,000円繰り入れ、新庁舎等の建設用地購入費として1億9,129万5,000円上がっているうちの5,529万5,000円にこの基金の一部を充て、残額を1億4,394万9,000円を庁舎整備基金へ積み立てるというものですが、庁舎整備基金へ繰り入れる根拠は何でしょうかということです。

基金に積むより、例えば中保育園の抜けている天井や耐震等に使うべきと考えます。今回の補正でも中保育園についてのお金が上がってきておりませんが、庁舎整備基金へ繰り入れられる根拠をお伺いいたします。

議長（高山由行君）

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

ただいまの安藤議員の御質問についてお答えいたします。

例えば財調に入れるとかそういうやり方も可能ではあるかとは思いますが、現在新庁舎建設というのが町の最優先事業であるということもありますので、その目的のために新庁舎基金を積み立てるという形にしておりますので、御理解をお願いいたします。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

私のほうから2点質問したいと思います。

まず1点目であります、今回の補正の中心が庁舎の用地確保の関係で、その予算を組みたいということから発想されてきておると思いますが、まず11ページの土地開発基金繰入金、これは土地開発基金を崩して庁舎の用地費並びに整備費に充当していくということが明らかになっております。

それと同時に、それに併せて12ページの町債、総務債ということで1億3,600万円の補正をかけて、その金額と先ほどの土地開発基金を合算して土地購入費に充てると同時に、その残額を先ほど質問がありました整備基金のほうへ投入をしていくという形が取られておりますけれども、これは予定としては、町長が先般一般質問の中で言われました、2月ぐらいにはもう用地買収の対応が必要であるというような視点から、恐らく今回こういう補正で出されてきたであろうと思うんですけれども、12月3日でしたか、4日でしたか、農業委員会は農地転用手続について保留をするという決断を全員一致でされたという報告を受けました。これは古屋敷、中地区の委員のほうからの報告でありますけれども、その詳細は分かりませんが、この12月の農業委員会で転用保留ということになると、これは来年2月以降、3月か4月ぐらいしか県の許可は最短でも下りてこない可能性があるんです。そうすると、今の段階で用地費の確保をしておく必要ないし、基本的には土地開発基金だけで土地購入費は充当できる、そういうものであります。したがって、今回こういう形で計上されておりますけれども、その辺の仔細な説明をいただきたいと思っております。

それから、もう一点であります、11ページの雑入の教育費雑入で22万4,000円、過誤払い返納金という形で計上されております。それが22ページの中段にあります教育費、中学校費の学校医報酬22万4,000円ということで計上がされております。これは同額でありますけれども、この辺の経緯を教えてください。どうということなのかと、この2点であります。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

まず、土地開発基金につきましては、過去にもこの場でもかなり申し上げてきたと思っております。

それがもう現実的に数字に出てくるようになったということでもありますから。土地開発基金というのは、私が町長になったときから一度も動かないお金。今土地開発基金を通して事業をやるような、特に道路関係などほとんど大きなものはやりませんので、このお金はこの14年間一切動いていないということ自体、基金として積み置くことは、ただお金を遊ばせるだけだということから、これでも土地の購入費、約2億円を主としていけばいい。ただ、細々としてあるのは、この議会が終わってから皆さんには財政の仕組みというものを勉強していただきますので、どういう支出をすると御嵩町にとって一番有利なのか、その研究の成果がここにあります。

78億円という数字を出しましたけれど、私は答弁書を作ってから1億200万円、毎年の責任を持って返すお金ですよという答弁書の中身にしてありましたけれども、財政担当者が慌てて来まして、60万円出しておいてほしいということで、日々正確な数字をつかむために彼らは一生懸命やっていますので、中途半端な形で数字を出していくわけにはいかない。あとは納得づくで変更に応じて高くなっていくとか、入札で安くなるとか、そういうことをきちんと受け入れてやっていくということになります。

もう一点、農業委員会についてであります。御嵩町議会は御嵩町の中で最高議決決定機関です。農業委員会の結論に左右される必要は全くありません。これは一朝一夕に用地買収といっても、もう返事はいただいていますけれど、個別にかかればまた違う話も出てきたり、時間も少々かかるだろうと。我々は普通に出したら普通に許可が下りるということで、まずすべきと、議会がふらふらしていると誰も信用しなくなる。そういう危機感はしっかりと持っていたいただきたい、このように思っております。ここが最高議決決定機関です。そして、皆さんは選挙で町民から選ばれました。かつては農業委員会は同じように選挙をやったところもありますけれども、現在は町長が任命権者です。任命権者として説明に来いというのならいつでも行きますよという話もしてあります。これからしっかりと農業委員会の方々には協議をしていただきたいというふうに思います。

あとは、ちょっと守備範囲が違っておりますけど、これは本当に申し訳なかったと思います。学校医の件でありますけれど、学校医が交代された方が1人ありまして、交代された、辞めた方に振り込んでしまったという事案が発生しました。逆にその金額をお返し願って、新たに学校医になっていただいた方に同額をお支払いしたと。新たな学校医に対しては、もちろん支払いが遅れていましたので先に歳出して、辞めた方にはそれだけの金額を返していただくという順番がちょっと逆にもなっていましたので、まず今年、今年度の予算内で支払うべきは支払う、入れさせていただく部分についてはお返し願うということで決着が、本当に申し訳ない話ですけど、うまく理解をしていただいて、その上で対応したという数字がこの学校医の関連の予

算であります。以上です。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

議会はふらふらしておるわけじゃありませんし、特に新庁舎の移転、新築整備、これについて基本的には議会は今日までは一応議会としての方向性というものを持って執行部に対して対峙もし、対応もしてきております。決して議会在がふらふらしている状態はありません。今回、今、用地費の問題も、私が提案したのは、これは資金手当てだけの問題であって、用地を買うことをやめろとかいうような意味は全くありません。私は用地は用地で、今日までの経緯を含めて当然用地確保はしていくべきだと、基本的にその姿勢を崩しておりません。

ただ問題なのは、今補正をかけても実効性が恐らくしばらくないと。したがって、新年度予算に改めて土地開発基金でもって用地買収をすれば事足りると。今、緊急防災・減災事業債等を1億3,600万円もわざわざ借りの必要もないし、私はそういう基本的な、私自身のポリシーとしてそういう考え方を持っておりますので、その点を、農業委員会どうのこうのじゃなくて、これは執行部が進めておる法的手続が基本的に遅延しておる、そこに原因が起因しておるということを執行部自体が考えてもらわないといけないというふうに私は思っています。開発申請にしても、転用許可にしても、これは同時進行でやりますという報告は私も受けております。ですから、その辺のところをきちっと執行部が対応していく。それが今現在できていないということについて非常に危惧を持っておるのが実は議会であります。議会自体がふらふらしておるとか、こういうことはありませんので、ここではっきり明言をしておきます。

それからもう一点、何か学校医が途中で替わったからこういう形になったと、今説明いただきました。普通、学校医というものは急に替わるんですか。替わるとすれば、当然事前に予知があって、それに対してそれに対応するのが担当部署の基本的な態度だと思うんですが、その辺のことがきちっとできていなかったというのは、職務の怠慢であったのか、全くその辺が偽装されたのか、その辺のところをきちっと形をつけておかないと、今後の問題にも影響してまいりますし、過去においては1,000万円からの、いわゆる福祉関係の中で問題が発生しております。そのときには、職員に対して責任を取らせておると。また、町長以下もその責任の一端を取っておると。そういうような以前のような状態もあります。だから、そういうことが含めて、きちっとしたやっぱり対応というものが当然求められてしかるべきだというふうに思っております。ですから、その視点からちょっとお伺いをさせていただいたということでもありますので、よろしく願いいたします。

議長（高山由行君）

谷口議員、答弁は求められませんね。

12番（谷口鈴男君）

いいです。

議長（高山由行君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

5番 安藤信治君。

5番（安藤信治君）

今、谷口議員に関連したあれですけど、その中で、今、農業委員会の許可が保留されているとか何かという話があったけど、これは正式に私どもは全く聞いていないですよ、経緯は。そういう状況にあるのかどうかというのをはっきりしていただかないと、今谷口議員の質問に、ちょっと私も考えられんですけど、その辺はいかがでしょうか。その今の時点で保留になるとか何か、保留になるというならなるで、どういう理由で保留にするのか分かっていないものですから、ちょっとその辺が説明ができればしていただきたいと思います。この際はっきりしてもらったほうがいいと思いますので。

議長（高山由行君）

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

ただいまの安藤議員の御質問についてお答えいたします。

農地転用申請の許可に関しまして、12月8日付で農地法第5条第1項の規定による許可申請の継続審議についてという通知がこちらに届いております。内容としましては、令和3年11月5日付の農地法第5条第1項の規定による許可申請書に係る指摘事項について、再検討をお願いしますということです。

特別委員会の折にも説明させていただきましたが、議会合意形成並びに西側道路について再検討してくださいというような内容の通知かと思っておりますので、よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

5番 安藤信治君。

5番（安藤信治君）

その農業委員会の許可書みたいなのは、指摘書みたいなのは私もちょっと見ましたんですけど、どうも中が意味が分からんですけど、先ほど町長も触れられたんですけど、二元代表制

ということで、はっきり言ってこの場が一番御嵩町的意思決定をする最高の場だと私も自負しておりますし、その責任も十分承知しておるつもりです。

ただ、農業委員会の求められている答えが、いまだかつて町のほうで出せない理由というのは一体何ですかね。その辺が分かればお願いしたいと思います。

議長（高山由行君）

安藤信治議員に少し先に言うておきますが、農業委員会の関連が私たちの意思決定に関連してくるということで質問は受けますけど、もう基本的には議案の数字やら進め方やら、そういう疑義をしっかりと質疑してほしい。執行部が答えてくれるそうなので答えさせますけど、そこら辺のことをしっかり考えてくださいね、皆さん。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

全員協議会レベルでの説明で終えようとは思っておりましたけれど、半年以上水面下でよりよい方法を御伝授願うということでやってまいりました。私は民主主義なんだから、民主主義を守ってみんなできちんと議論してもらえるとすることは再三再四言いましたけれど、職員たちは通える旨、通うと。ただ、だんだん疲弊してきますので、それを見ていて見ていられなくなると。それが半年以上続いたということでもあります。

正直に言いまして、訳分からんとおっしゃいましたけど、訳分からんことを言う人が1人で提出をさせないという方法を取っておられたということでもあります。これは私だからぶっちゃけて言いますがね、そういう状態であったと。この4月から一切進展していなかったというのが現状であります。その上で、道路の関係、これも私が地権者、西の田んぼの中の道路を何だかんだと言ってお見えになります。西から入る、大橋から来て、西から入る道路、庁舎のあるところまで、この道路についていろいろおっしゃって、農転が下りない、保留になるということ。実際にはこれは事業として庁舎関連とは別事業ですから、私は地権者の意見を聞いて、農業を続けたい方、多分今の道のほうが良いと言うんじゃないか。もっとアパートとか何か経営するというような話になれば、もうちょっと広いところでという人も出てくるんじゃないかと、いろんな話が多分そこではされるであろうと。ですから、基本的に地権者の方々に集まっていただいて、どう接道するのか、接道はしなくてもいいのか。ただ南山のターゲットのあの地域の方々は、毎朝猛スピードで通勤の車が止まるらしいです。で、通り抜けできなくなることはどうでしょうということをこちらは説明会を開いてやりました。そうしたら、ありがたいと言われるんです。要は通り抜けできないほうが猛スピードで走れないということまで地元の方がおっしゃいましたので、それ確かに言われてみると、そこが一番抵抗されるところかなとは思っていましたが、逆に子供たちの心配をしているという状態で、通れなくできる

んならそのほうがいいということをちゃんと文書でも頂いております。ですから、西についてはまだまだこれからどうでしょう、3年以上はかかると思いますので、その間にその地権者の皆さんときちんと話し合っ、一応は通れるように、今度新しく信号を予定しているところに合流できるような、通過していく道路を造っておくと。その上で広い道路が必要なら広い道路、中には農業がやりやすくなると。ほかの車が通らなくなるから、このままがいいという人もあるんです。それを農業委員会で、そこで米を作っていない人たち、農機を持っていない人たちが、なぜ庁舎関連とは関連のない道路を人質に取って言わなきゃいけないのか。私は納得はできておりません。こういうことも町長月記に書きながら、これからお知らせしながら、どれだけ矛盾しているかということも述べていきたい。

これは県のほうにも相談してありますけれど、こちらの道路は御嵩町の町道で関係ないでしょうと、開発とは。どうでもいいですよという話ですので、高さ関係が頭に入っていないようですので、残念ながらその説明を聞いて、何にも分かっていない人が言っているだけだと。取りあえず出せということで、職員たちもちょっとほっとしている状態でありますので、ぜひその点御理解いただいて、農業委員会にはきちんとした答えを普通に出していただければ十分ですので。悪いところがあれば直す。机の上ののせてもらわないと、その話すらできない。たった1人、2人の方の情報だけで左右されていると。これでは正式な民主主義における農業委員会ではないと思っておりますので、任命権者として何を望むかといえば、民主的な協議をしてくれということしかありませんので、情報等の正確な情報を伝える場をつくっていきたくいと、このように希望をしていきたくいというふうに思っています。

議長（高山由行君）

そのほか、質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

議長、ちょっとお許してください。

今いろんな質疑が出まして、谷口議員のほうから、今回の用地取得について、新年度予算でという話が出たわけですけれども、7日の一般質問の中で聞いていまして、再三2月末の時点で、新庁舎等の数字がはっきりした中で、法令手続が済んだ後、伏見小学校の校舎のゴーサインが出るという話を言われておりますけれども、そういった中で、これが遅れていくと、またそちらも遅れるという懸念はありますけれども、その辺のところ、ちょっと町長、教えてください、はっきり。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

何か、いろんな文書が出ていますけど、私はこれまで終始一貫同じことしか言っていない。伏見小学校については後から計画が持ち上がったというか、私はこの場で、私が提案したんです。大改装をやりましょうと。ただそのときにもお話をしている。今御嵩町は耐震化のできていない施設が、この御嵩の役場、庁舎と中保育園、そして中児童館であります。これ単独で別々にやっても、何か今回やるのが巨大プロジェクトのように主張されていますけれど、中保育園はどこかで土地を購入して、やっぱり建て直さなきゃいけない。児童館もそうです。この庁舎は 10 億円ぐらい多分最終的にかかるんじゃないか。プレハブ代だけでも約 2 億円。今回土地を買おうとしている土地も 2 億円ぐらいで大体収まりそうだとか、そういうことを考えていって、一番コストとして効率がいいのはまとめることということで、議会の皆さん、前の議会ですが提案をさせていただいて、御理解をいただいたというふうに思います。そういう意味では、2 月というのは、そのゴーサインをかけられるぎりぎりというふうには取りあえず思っています。というのは、3 月定例会では新年度予算を協議してもらわなきゃいけない。そうなってくるとタイミングを逃す可能性もあって、緊急な臨時議会を開くなり、6 月定例会まで待つなり、そういうことをしなきゃいけなくなってくるので、その準備のためにも、この 2 月を目標に我々は独立した機関として今回の土地購入費を上程するということでもあります。で、全額入っていないのは、勉強会のほうでよく聞いていただければ分かると思いますので、借入れをしたら損だみたいな話になってしまう。借入れをしたほうが得だという行財政の仕組みを多少は知っておいていただきたい、このように思います。以上です。

議長（高山由行君）

そのほか、質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑もないようですので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 51 号 令和 3 年度御嵩町一般会計補正予算（第 7 号）について採決を行います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

谷口議員、何ですか。

12番（谷口鈴男君）

動議を提出したいと思います。

今回、先ほど少し質疑をさせていただきましたが、第7号補正予算については修正動議を提出したいと思います。その許可をお願いしたいと思います。

議長（高山由行君）

ただいま12番 谷口鈴男君から、議案第51号 令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第7号）についての修正動議の求めがありました。動議については、会議規則第16条の規定により、1名以上の賛成者が必要であります。賛成者はおりますか。

〔賛成者挙手〕

この動議は所定の賛成者がありますので、成立しました。

12番 谷口鈴男君は、この後、暫時休憩をします。議案第51号 令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第7号）について、修正案を議長宛てに提出していただきますようお願いいたします。

それではここで暫時休憩といたします。

谷口議員、どれぐらい時間要りますか。

12番（谷口鈴男君）

10分ぐらいでやります。

議長（高山由行君）

再開予定時刻は10時とします。

午前9時48分 休憩

午前10時45分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開いたします。

なお、朝日新聞岐阜東部支局様から撮影の依頼がありましたので、これを許可します。

先ほどの一連の流れの説明を少しします。

日程第2のほうで議案の審議及び採決をしておりました。

議案第51号 令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第7号）について質疑を終え、質疑の後、私は討論に入りました。その後、谷口議員から修正動議の提案がありました。討論が始まって、討論がありませんかと言いましたら、討論がなかったので、討論終結の宣言を私がし

ました。その後、修正動議が谷口議員から出されました。それは私の判断ミスでありまして、修正動議というのは質疑が終わってから討論の前に出すものであって、討論が終結したその後は出せないという見解でしたので、先ほど谷口議員から出た修正動議の提案はなかったものになります。

それで議事を進行したいと思います。

これより議案第 51 号 令和 3 年度御嵩町一般会計補正予算（第 7 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

可否同数であります。

地方自治法第 116 条第 1 項の規定により、議長が裁決を行います。

本案に対し、議長は可と表明します。よって、議案第 51 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（高山由行君）

続きまして、議案第 52 号 令和 3 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

2 番、福井俊雄君。

2 番（福井俊雄君）

ちょっと質問します。

介護サービス事業勘定の 16 ページですけど、歳入のところ、款 05 県支出金、項 01 県補助金の ICT 導入事業費補助金 7 万 4,000 円増額しているんですけども、補正前はゼロ円で新たに増額補正するものだと思いますけれども、この補助金の目的を再確認のため教えてください。

なぜかという、その下段の歳出で、居宅介護支援事業の旅費 1 万 7,000 円増額補正しているんですけども、その財源内訳にこの 7 万 4,000 円が充当してあるように見えるんですけども、これは ICT 事業のためなのか、旅費に充当するための県の補助金なのでしょうか。予算編成上本当にこれでいいのかということをお教えください。お願いします。

議長（高山由行君）

保険長寿課長 大久保嘉博君。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

まずICT導入事業費補助金につきましては、ケアマネジャーがケアプラン作成用にタブレット購入するために県の補助金を受けるものでございます。

続きまして、歳入のところでございますが、介護サービス事業勘定の歳出であります居宅介護支援事業費につきましては、歳入の居宅支援サービス計画費を財源としております。当初、タブレット購入費を居宅支援サービス計画費を財源にしておりましたが、県補助金の交付決定により7万4,000円を財源変更でまず減額をしております。また、旅費が1万7,000円増額になりますので、こちらを居宅支援サービス計画費を財源とするため、合わせて5万7,000円の減額となっております。よろしく願いいたします。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第52号 令和3年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

続きまして、議案第53号 御嵩町基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

少し教えてください。資料の1ページですが、ここに基金条例の一部を改正する条例の概要ということでありますけれども、施行日の一番下の土地開発基金に属する財産の取扱い、当該基金に属する財産は廃止に伴い一般会計に帰属するものとするというふうになっております。属する財産というものは上之郷の防災コミュニティセンターの裏の公有地だというふうに解釈するわけですが、今回の条例改正で基金のうちいわゆる現金、残高が1億9,924万652円ですが、それは運用基金から積立基金として一般会計に繰り入れ、補正予算案でもありましたように全額処分されるというわけですが、それはそのとおりですが、財産として、今言いましたコミュニティセンターの裏ですね、基金で購入した保有土地、この197万1,437円の取扱いについて少し教えてください。購入した時点では、条例の第2条の2号の運用基金、別表の第2で公表しているわけですが、今回の条例の廃止で、廃止してしまっても買戻しは必要ないでしょうか。そこら辺のところを少し教えてください。一般会計に帰属するという一文だけでいいのでしょうか。その辺をちょっと詳細に説明をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（高山由行君）

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

ただいまの奥村議員の御質問についてお答えいたします。

御指摘のとおりですけれども、そもそもですが、この基金条例上、今現在現金のほうで1億9,000幾ら、また不動産として土地なんですけれども、土地の取得価格として197万1,437円という形で、現金と土地という形で所在しております。これが今回廃止ということになりますので、現金につきましてはそのまま一般会計へ、土地についてはこちらも普通財産という形で一般会計のほうに所属するという形で解釈しておりますのでよろしくお願いいたします。

3番（奥村 悟君）

分かりました。

議長（高山由行君）

大丈夫ですか。

そのほか質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

御説明はいただきましたけれども、今回土地開発基金を廃止するという事なんですけれども、この基金は新庁舎だけに利用するものではないと考えますが、その辺りのことをもう一度説明をお願いしますでしょうか。

議長（高山由行君）

総務部長 各務元規君。

総務部長（各務元規君）

この件については、以前も副町長もお答えさせていただきましたし、先ほどの一般会計の審議の中でお答えさせていただいたとおりで、もともとこの土地については新庁舎の大きな事業が控えているので、基金であったとしても使いたいというのは、以前、副町長が答弁させていただいたとおりです。ただ、今回こういうふうな条例、予算を上げさせていただいた中で、最も重要な、今、町として重要課題なものに基金として、先ほど安藤議員の質問の中でも答えさせていただいたとおり、庁舎整備のほうに積み上げていくというお答えをさせていただいたとおりですのでよろしく願いいたします。

議長（高山由行君）

よろしかったですか。

11番（岡本隆子君）

はい。

議長（高山由行君）

そのほか、質疑ありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

非常にくどいようでございますけれども、私、先ほどいろんな質疑をさせていただきました。以前から公共用地で必要な場合にはこの基金で対応していきたいというのは町長の基本的な方針でありますし、今回の庁舎移転に関して、用地取得についてこの基金を充当していくというのは当然当たり前だと思っております。

ただ、今回、先ほど第7号は賛成できかねましたけれども、それはなぜかという、この基

金をまだ今の段階で崩すべきでない、いわゆる実際に売買契約が、正式な契約が可能である、そのときに資金も要りますよというときに初めてこの基金を崩して買収費に充てればそれで十分ではないかということをお申しましたが、そのように考えておりますので、今回のこの基金条例の一部改正については反対をしておきたいと、そういうふうに思っております。ただし、必要に応じて、これはその時期が来れば当然使っていただいているものであると。

それからもう一点ですが、先ほど町長の説明の中で、この基金はずっと使ってきていないということをおっしゃいましたが、今質問の中にもありましたように、実際言うと、防災センターの横の一部駐車場用地として確保した土地についても、この基金で購入しておるという実績がありますので、そういう使い方も過去してきておると。だから、基金条例そのものは残しておいても有用性があるというふうに私は考えておりますので、そういう点で反対をさせていただきますというふうに思います。以上でございます。

議長（高山由行君）

原案に賛成の方の発言を許しますが。

〔挙手する者あり〕

5番 安藤信治君。

5番（安藤信治君）

この基金条例の一部改正、土地開発基金が最終的にはなくしてしまうような条例の改正なんですけど、今有用性という話が出たんですけど、確かに谷口議員が言われるように、ないよりあったほうがいいのは当たり前です。これは当然の話ですね。ただ、本当にここに、説明に書いてあるように、こういうものは要するに地価が高騰する場合に先に先行取得しておいたほうが有利だということで、土地開発公社も、土地開発基金も、私はこういうことで存在してきたと思うんです。だから、私はこれについてはもう必要ない時期じゃないかなと。もしそんな必要があれば、土地開発公社のほうで取得したほうがより使いやすいんじゃないかなと、そういうふうに考えております。

防災センターの土地を取得しておりますけど、あれについても、最近私が知る限りでは、あの190万円ほどですか、使っただけで、渡邊町長が町長になってから使った記憶はありません。それは事実です。ほとんど使っていなかったということです。谷口議員が言われるように、有用性を言えばあったほうがいいですけど、別に今この部分をやめてしまうということには私は賛成しますので、この議案第53号、基金条例の一部改正については賛成の立場で討論させていただきます。以上です。

議長（高山由行君）

そのほか討論ありますか。

[挙手する者あり]

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

私は反対の立場で討論をいたします。

土地開発基金をここで廃止して、これを一般財源化することなんですけれども、今回庁舎整備基金を組み替えるということで、先ほど最も重要な課題として新庁舎整備に使うということなんです、ほかにもどうしても今、前から言っております中保育園、中児童館、そういったことも課題としてあるのでということと、それから今有用性という話があったんですが、私は今これを一般財源化する必要はないというふうに思いますので、反対をいたします。

議長（高山由行君）

そのほかの討論ある方、許します。

討論ありませんか。

[挙手する者あり]

3 番 奥村悟君。

3 番（奥村 悟君）

私は賛成で討論いたします。

今回の基金条例の改正は二立てありまして、土地開発基金の廃止と、それから電源立地地域対策交付金の廃止、この二立てということなんです、土地開発基金だけの話じゃないわけですね。電源立地地域対策特別交付金については、御承知のとおり令和3年度で終了しまして、基金には本当に何十年来積立てしていないわけですね。決算にも上がっていないということなので、用をなしていないと。当然のことですが、土地開発基金については安藤議員も言われましたように、近年の地価の下落により、用地の先行取得のメリットは大変薄れています。一方で補正予算、新庁舎の建設用地費購入費を土地開発基金の積立金全額繰入れで認めたのだから、電源立地地域対策特別交付金と土地開発基金の廃止の条例は賛成をいたします。

議長（高山由行君）

そのほか討論ありませんか。

[挙手する者あり]

2 番 福井俊雄君。

2 番（福井俊雄君）

私はこのことに反対の立場で討論をさせていただきます。

今の状況を見ていると、全て庁舎関連が最優先で、全ての問題に対して進んでいるように見えます。今ここは補正予算じゃなくて、先ほどから話が出ているように、来年度の予算でやる

のが本当だと思いますし、土地開発基金にしても全て新庁舎整備基金に入れるという話になっているんですけども、今御嵩町はいろんなことで、中保育園の問題にしても、伏見公民館は3階ホールの天井が落ちてアスベストが見えているような状況ですので、ここはやっぱり新庁舎じゃなくて、財政調整基金のほうに進めちゃったほうが私がいいと思いますので、今ここで言うことではないとは思いますが、この場で反対をさせていただきます。以上です。

議長（高山由行君）

そのほか討論ありませんか。

〔挙手する者あり〕

1番 清水亮太君。

1番（清水亮太君）

賛成の立場で討論いたします。

今さっき補正予算は既に通りましたので、議論を差し戻す話をなぜするのか、まるで理解できない。そして、基金というのは活用するためにあるんですよ。寝かしておくためにあるわけではありません。今必要なのは新庁舎の基金、そこに積み足すことに何ら異存はありません。以上です。

議長（高山由行君）

そのほか討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第53号 御嵩町基金条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

可否同数であります。

地方自治法第116条第1項の規定により、議長が裁決を行います。

本案に対し、議長は可と表明します。よって、議案第53号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（高山由行君）

続きまして、議案第54号 御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 54 号 御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 54 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 55 号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 55 号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第 55 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

続きまして、議案第 56 号 不動産の信託についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 56 号 不動産の信託について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第 56 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 57 号 指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

2 番 福井俊雄君。

2 番（福井俊雄君）

ちょっとお聞きします。

指定管理者の指定についてちょっと聞きますけれども、資料つづりの 28 ページ、令和 2 年度中保育園指定管理運営収支一覧表、ちょっと 2 点ほど教えてください。

1 つ目は、これはあくまで資料なんだろうが、予算額に対して決算額が上回っているのは、予算の意味というのが本当にあるものかどうかという 1 つ目と、2 つ目、決算額の支出

が収入を上回っているんですけども、これだけ見ると赤字経営だということになると思うんですけども、運営は健全に行われているのでしょうかという、この2点ですけども、担当の福祉課はどのように考えてみえますか、教えてください。お願いします。

議長（高山由行君）

福祉課長 日比野浩士君。

福祉課長（日比野浩士君）

福井議員の質問にお答えいたします。

資料つづり 28 ページの中保育園指定管理運営収支一覧表については、学校法人杉山第三学園全体の収支のうち、中保育園に係る部分を抜粋したものでございます。当該一覧表の限りでは約 60 万円ほどの支出が超過している状況でございますが、当該法人につきましては、みたけ幼稚園をはじめとする計 5 園の幼稚園、保育園を運営しており、法人全体を見据えた経営を行っていることと承知しております。年度ごとに園の収支については変動いたしますが、納税もされており、法人全体の運営としてはしっかりしております。そのため、指定管理者に指定することについては問題はないと考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

12 番 谷口鈴男君。

12 番（谷口鈴男君）

2 点お伺いします。

まず 1 点は、今回の指定管理、期間が 1 年ということになっておりますけれども、もともとは新設保育園が開園するまでの期間、これを念頭に置いた指定管理ということで、杉山第三学園に指定管理をお願いするという形になっておると思うんですが、なぜ 1 年なのかという、この 1 年間で開園の予定が、めどがつくかどうか。その点で期間的に問題がないかということ。これがまず第 1 点。

それから、9 月の定例会のときに、民生文教常任委員会による意見報告書ということで、中保育園の園舎のいろんなところに老朽化してひずみがあって、危険な状態もあるということで、園児たちの安全がなかなか守りにくいような環境状況にある。したがって園児の安全を確保すべき施設の改善等が必要であるという指摘がなされておりますが、今回の指定管理について、その辺の改善をきちとした上でさらに継続されるのか。この 2 点、御回答をいただきたいと思っております。

議長（高山由行君）

福祉課長 日比野浩士君。

福祉課長（日比野浩士君）

谷口議員の御質問にお答えいたします。

まず指定管理期間が1年であることについてでございますが、議員おっしゃられますとおり、新中保育園が開園するまで杉山第三学園が指定管理を行うという条件がついておりますが、先日委員会のほうでも説明したとおりでございます。令和4年度の1年間については、中保育園、中児童館の両方の指定管理期間を合わせるということをまず主眼として置いております。この1年間の間に、今後の指定管理の方法について杉山第三学園さんと検討していくという期間としても考えておりますので、御理解のほうをよろしく願います。

2点目の質問の中保育園の現状、老朽化していることについての考えについてでございます。

中保育園については、耐震性能のほうが入り足りないということで、新築移転を決定しております。そのため、完全なる耐震改修というのは現保育園ではせず、新しい園に耐震がしっかりしたものを建てていくという方針でございます。しかしながら、安全については十分検討する必要がありますことでもありますので、現在その方法について杉山第三学園さんと協議を進めております。その方法については、また協議の結果、改修をしていくという形で進めたいと思っておりますので、御理解をよろしく願います。

〔挙手する者あり〕

議長（高山由行君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

ありがとうございます。

特に中保育園の建物、これは耐震化、その耐震の検査ですね、この検査というのはもう既に10年ぐらい前に行われておると、耐震調査というのはね。それからもう既に10年の余が経過して、建物がさらに老朽化してきておると。そういう状態がありますので、再度耐震調査が必要じゃないかと。それで本当に安全なところで園児の生活を保全していくということが必要だと思うんですが、その辺の再度耐震調査等を施して、きちっとした状況報告をやっぱり父兄なり、それからそこを利用する方々に理解してもらい必要があるんじゃないかと思うんですが、そういうことについての配慮というのはありますか、ありませんか。

議長（高山由行君）

福祉課長 日比野浩士君。

福祉課長（日比野浩士君）

現在のところ、耐震診断を改めて行うという考えは持っておりません。ただし、現状出た結果については再計算等を行いつつ、耐震補強に代わる施策がないかというのを現在検討しておるところでございますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 57 号 指定管理者の指定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第 57 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

続きまして、議案第 58 号 令和 3 年度御嵩町一般会計補正予算（第 8 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 58 号 令和 3 年度御嵩町一般会計補正予算（第 8 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第 58 号は原案のとおり可決されました。

議員派遣の件について

議長（高山由行君）

日程第 3、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、お手元に配付しましたとおり、地方自治法第 100 条第 13 項及び御嵩町議会会議規則第 127 条の規定により、1. 令和 3 年 12 月 20 日、地元選出国會議員への陳情活動に、私、高山由行と谷口鈴男君、大沢まり子さん、山田儀雄君の 4 名を、2. 令和 4 年 1 月 13 日から 14 日に開催する市町村議会議員研修に私、高山由行と谷口鈴男君、岡本隆子さん、山田儀雄君、安藤雅子さんの 5 名をそれぞれ派遣します。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題としました議員派遣につきましては、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（高山由行君）

日程第 4、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思えます。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議長（高山由行君）

以上で、本定例会に提出されました案件は全て終了しました。

ここで町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

長期間にわたりまして誠にありがとうございました。お疲れさまでございました。

今、土地開発基金、多分ベテラン議員はお忘れになっていると思いますが、私が町長になった際はかなり心配したのは、塩漬けの土地があるんじゃないか。景気も悪くなって、過去に買った開発公社での土地が塩漬けになっているんじゃないか、大量にあるんじゃないかということを実際に心配しておりました。開発公社というよりは予算上、買い戻すときにだけ一般会計で買い戻すわけですが、表に出てくるわけですが、開発公社で借入れをして買っていけば分からないということもありました。ただ私が調べた結果、開発公社でのそうしたものはなかった。ところが、土地開発基金のあれは、実際、金額は4億円。現金で2億円、そして土地で2億円。2億円の土地が塩漬けになっておりました。当時の価値はもう既に4分の1ぐらい。つまり2億円でだまして5,000万円ぐらいの価値しかないという状況でありました。議員の皆さんにお願いをしまして、2億円で買い戻す一般会計の予算をつくりました。お金のない中、大変だったんです。そして買い取ったものは時価ですぐ売買せよということで、残念ながら全部は売れるわけではありませんので、まだ今、一般会計持ちのそうした土地も残っております。

開発基金に2億円を渡して、その上で買い取ったわけです。その2億円は没収するということです。多分減災基金に入れたような気がする。減災基金というのは、町の一般会計の借金を返済していくための基金になります。そして残っていたのが約2億円。2億円も、もう随分節用しました。一円も使っていない。実は使っているという御指摘もありましたが、あれは緊急防災減災対策債を使おうとすると、一般会計で余裕があるから買うというようなことをやれば、緊急防災対策の対象にならない。私、金利まで気にしながら、そうした対応については考えながらやっています。土地開発公社でも、土地を買うときに銀行に借りなくても、町の遊んでいる金を借りろよというようなことで、それだけでも金利分は助かるだろうということを今現在でもしております。

土地開発基金というのをそのまま今度は残しておく、やはり塩漬けの温床になっていく。行政にとっては非常に使い勝手のいい基金であります。逆に言えば、そうしたものは、私はずっとと民間人ですから、そうした温床になるようなものはもう消したほうがいいという強い意志で、土地代でいいじゃないかと。ただ、ここも仕組みを覚えてください。借金をしたほうが、その後の借金返済を国が助けてくれる分を計算すると、金利も計算していくと、そのほうが負担が小さくなる、そういう仕組みがあるわけです。この後勉強されるようですが、本当に理解してください。今、財政問題と言っている人は、財政のことは分かっていない人だと私は思っています。町長月記を今書いていますので、今日のようなてんまつはしっかりとお知らせをしていこうというふうに思っております。

議案を全て議了していただきましたので、穏やかに年末を送り、穏やかな新年を迎えたいと

いうふうに思います。ぜひ皆さん、くれぐれもコロナ感染だけは気をつけてください。1月の休み明けぐらいから第6波というのが始まるかもしれないと危惧しています。我々はこの1年間、コロナ対策で本当に苦労しました。多分、行政のそういうところもあまり見えていないかもしれませんが、通常の仕事をしながらコロナ対策をしていくというのは、本当に大変でした。来年は前半ぐらいは仕方がないなと思っておりますけれども、後半はそれほど労力を使わなくてもいいという年にしていきたいというふうに思っております。ぜひぜひ我々高齢者はくれぐれも感染しないように、危険なところに行かないように心がけつつ年を送り、年を迎えたいと思いますので、どうぞ健康に留意されて頑張ってくださいと思います。お疲れさまでございました。ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（高山由行君）

これもちまして令和3年御嵩町議会第4回定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午前11時26分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 高 山 由 行

署 名 議 員 山 田 儀 雄